

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

### 準備書面(5)

平成29年5月26日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉



同 弁護士 野間 啓



同 弁護士 出口 かおり



#### 1 平成29年4月21日付被告村中の求釈明について

本件訴訟で、原告は、本件各記事で原告が「捏造」という研究不正をしたと被告らが書き立てたことが名誉毀損の不法行為に該当すると主張しているのであって、①研究報告書の要約として記載した内容(甲10の2枚目部分)や、②テレビインタビューで発言した内容が科学的に正しいことを主張・立証しているわけではない。

したがって、①②の内容が科学的に正しいとの主張を維持するかという被告村中の求釈明は的外れであり、これについては釈明の要をみない。

##### (1) ①について

もっとも、信州大学の本調査結果(丙2)に基づき、①について、表現を修正することが望ましい部分はある。

具体的には、①甲10の2枚目の当該記述は、研究データベースに掲載するため

に報告書の概要を成果欄に概括的に記載したものであって、この記載が研究報告の説明の全てではないものの、信州大学の本調査結果（丙2）に照らし、下記部分について、表現を修正したほうがよいと思われる。

ア 「NF-κBp50 欠損マウス（自己免疫疾患を生じやすい個体）にインフルエンザ、HPV、B型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した」との記述は、原告が担当した研究ではなく、研究班員である塩沢教授が担当した研究の紹介であることから、原告が、同教授の報告内容（甲6）や分担研究報告書（甲9、11頁）等を参照して書いたものであるが、本調査結果（丙2）1頁「○マウス実験について」の項における、「本件マウス実験は、・・・接種後の脳組織における自己抗体の沈着を観察したのではなく、接種マウスから血清を採取し、これを無垢のマウス等の脳組織に反応させる手法が採られていた」との説明からすれば、この手法であることがより正確に伝わる記述とすることが適当である。

イ 「自己抗体が沈着」「沈着部位」という表現は、「反応」に留めるべきであった。

(2) ②について

②は、TBSテレビが、原告のインタビュー内容を編集して放映した結果、原告が説明した趣旨とは異なる印象を与える報道内容になっている。

すなわち、原告の②の前半部分のコメント「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬（記憶の中枢）の機能を障害していそうだ。」は、マウス実験の結果についてのコメントであり、後半部分のコメント「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打ったあとこういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている」は、マウス実験について言及したコメントではなく、原告が診断した患者に関する共通所見について言及したものである。

以上